



和歌山市公報

令和6年（2024年）10月15日
第1785号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
56	和歌山市観光棧橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・（観光課）	3

【告示】

388	令和6年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	4
389	公示送達（交付要求通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	5
390	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	6
391	公示送達（交付要求通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	8
392	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	9
393	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	10
394	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11
395	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
396	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	14
397	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	15
398	公示送達（市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	16
399	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	17
400	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	18
401	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	19
402	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	20
403	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び介護保険法の規定によ る指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	21
404	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	22
405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	23
406	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	24

【公告】

○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課）	25
---	--	----

【選挙管理委員会告示】

22	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	26
23	参議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の設置 場所・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	27
24	参議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所・・（選挙管理委員会事務局）	28

25 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻の繰上げ	(選挙管理委員会事務局)	29
26 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	30
27 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	31
28 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	32
29 選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局)	33
30 選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局)	34
31 選挙管理委員会の招集（令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第30号）の一部改正	(選挙管理委員会事務局)	35
32 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数	(選挙管理委員会事務局)	36
33 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等	(選挙管理委員会事務局)	37
34 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における和歌山市開票区の開票の場所等	(選挙管理委員会事務局)	38
35 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所等	(選挙管理委員会事務局)	39
36 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所等	(選挙管理委員会事務局)	40
37 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所の開始時刻の繰下げ	(選挙管理委員会事務局)	41
38 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所	(選挙管理委員会事務局)	42
39 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者（令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第28号）の一部改正	(選挙管理委員会事務局)	43

【 教育委員会告示 】

15 教育委員会の招集	(教育政策課)	44
16 教育委員会の招集（令和6年和歌山市教育委員会告示第15号）の一部改正	(教育政策課)	45

【 教育委員会公告 】

○ 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく指定管理者の指定	(教育政策課)	46
---	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会総会の招集	(農業委員会事務局)	47
○ 農用地利用集積計画の縦覧	(農業委員会事務局)	48

【 企業局告示 】

36 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	(企業総務課)	49
37 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	(企業総務課)	50
38 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出	(企業総務課)	51
39 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出	(企業総務課)	52

和歌山市観光栈橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第56号

和歌山市観光栈橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市観光栈橋条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号）の施行期日は、令和6年10月9日とする。

（令和6年10月8日揭示済）

和歌山市告示第388号

令和6年10月2日市長において専決処分した令和6年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,188,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（令和6年10月3日揭示済）

和歌山市告示第389号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月4日

和歌山市長 尾花正啓

(別表省略)

(令和6年10月4日揭示済)

和歌山市告示第390号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月 4日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南海化学株式会社 和歌山工場
和歌山市小雑賀1丁目1番38号
取締役 谷崎 彰男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

南海化学株式会社 和歌山工場
和歌山市小雑賀1丁目1番38号

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月 4日から令和6年10月25日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第46号ニ 廃ガス洗浄施設		
構造	ヒュームフード、廃ガス洗浄		
主要寸法	2,900mm×750mm×2,350mm		
能力	排気風量 33m ³ /min		
1日当たりの使用時間	最大8時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
	pH	6.7	7.2
	BOD (mg/L)	3.5	4.1
	COD (mg/L)	1.0以下	1.0以下
	SS (mg/L)	15.2	24.3
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	2.2	3.7
	全窒素 (mg/L)	1以下	1以下

全磷 (mg/L)	1以下	1以下
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	0	0.1
備考	洗浄水は循環式の為、日々の排出水は発生しません。年2回100kg程度の洗浄水を排水処理設備へ排水し、下水に排水します。	

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設				
施設名	排水処理設備				
構造	シックナー・フィルタープレス				
能力	150t/日				
処理の方式	中和				
1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	1.5-13	6.0-8.0	13	8.0
	BOD (mg/L)	200	100	200	100
	SS (mg/L)	800	100	800	100
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	31	31	41.1	41.1	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設	
		間接冷却水（和歌川放流）	
	項目	通常	最大
	pH	6.7	7.2
	BOD (mg/L)	3.5	4.1
	COD (mg/L)	1.0以下	1.0以下
	SS (mg/L)	15.2	24.3
	n-Hex (mg/L)	2.2	3.7
	T-N (mg/L)	1以下	1以下
T-P (mg/L)	1以下	1以下	
排出水の1日当たりの量 (m ³)	5,250	5,500	
備考			

(令和6年10月4日揭示済)

和歌山市告示第391号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月4日

和歌山市長 尾花正啓

(別表省略)

(令和6年10月4日揭示済)

和歌山市告示第392号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 4日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
竹内 伸之	竹内内科胃腸科	和歌山市西浜973-12	腎臓機能障害、 ぼうこう・直腸機能障害、 小腸機能障害	令和6年9月10日

（令和6年10月17日掲示済）

和歌山市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010122756	みらい発達塾ダック	和歌山市神前85-5	就労移行支援	特定なし	株式会社健康まんてん	和歌山市神前85-5	平成30年9月1日	令和6年8月31日
3010123895	ヘルパーステーション幹はうす	和歌山市冬野703-9	重度訪問介護	特定なし	一般社団法人 幹	和歌山県紀の川市貴志川町長原528番地7	令和4年4月1日	令和6年9月30日
3020122762	ユイマール	和歌山市磯の浦555-97	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	合同会社 楽	和歌山市土入168-35	平成30年10月1日	令和6年9月30日
3010123333	幹はうす	和歌山市冬野703-9	自立訓練（生活訓練）	精神障害者	一般社団法人 幹	紀の川市貴志川町長原528番地7	令和2年6月1日	令和6年9月30日

(令和6年10月9日揭示済)

和歌山市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124 588	アクア和歌山訪問介護	和歌山市栄谷 431 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	身体障害者、難病等対象者	株式会社 スタッフ シュウエイ	愛知県東海市 名和町後西 19 番地	令和6年 10月1日	令和12年 9月30日
3020123 646	グループホームこのみ	和歌山市狐島 401 番地 7	共同生活援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者	株式会社 トイパレット	大阪府大阪市 住吉区杉本二丁目 25 番 5 号	令和6年 10月1日	令和12年 9月30日
3010124 596	コスモス	和歌山市加納 206 番地 2	生活介護	特定なし	株式会社 ケアプリュス	和歌山市加納 208 番地 12	令和6年 10月1日	令和12年 9月30日
3010124 638	ヘルパーステーション 陽葵	和歌山市和歌浦東 2 丁目 9-61 ネクスス和歌浦 I 302 号室	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	合同会社 陽葵	和歌山市和歌浦東 2 丁目 9-61 ネクスス 和歌浦 I 302 号室	令和6年 10月1日	令和12年 9月30日

3020123 638	みらいのた ね和歌山	和歌山市杭 ノ瀬215-15	共同生活 援助	知的障害 者、精神 障害者	株式会社 ケアラボ	大阪府中央区 上本町西一丁 目1番16-1202	令和6年 10月1 日	令和12 年9月 30日
3010124 604	居宅介護支 援事業所 ゆう	和歌山市湊 紺屋町2丁 目49番地 メゾンシャ トレ4-B	居宅介 護、行動 援助	知的障害 者、障害 児、精神 障害者、 難病等対 象者	株式会 社優	和歌山市美園 町3丁目4-1 グランメール 美園602	令和6年 10月1 日	令和12 年9月 30日
3010124 620	共同生活援 助 さくら の家Ⅱ	和歌山市船 所187- 1	短期入所(空 床型)	特定なし	有限会 社和歌山サ ンクリー ン	和歌山市市小 路30-1	令和6年 10月1 日	令和12 年9月3 0日
3010124 612	共同生活援 助 さくら の家Ⅱ	和歌山市船 所187- 1	短期入所(併 設型)	特定なし	有限会 社和歌山サ ンクリー ン	和歌山市市小 路30-1	令和6年 10月1 日	令和12 年9月3 0日
3020123 620	障がい者グ ループホー ムゆうの家 1号館	和歌山市山 口西93番地 1	共同生活 援助	知的障害 者、精神 障害者	株式会 社優	和歌山市美園 町3丁目4-1 グランメール 美園602	令和6年 10月1 日	令和12 年9月 30日

(令和6年10月9日揭示済)

和歌山市告示第395号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月21日及び同月27日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年10月9日揭示済)

和歌山市告示第396号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年9月17日、同月18日及び同月24日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年10月9日掲示済)

和歌山市告示第397号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年10月10日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月22日	令和6年7月10日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、松下体育館	令和6年6月17日、同月18日、同月20日、同月21日、同月24日、同月25日、同月26日及び同月28日	令和6年7月10日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年10月9日掲示済)

和歌山市告示第398号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和6年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和6年10月11日揭示済)

和歌山市告示第399号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 11日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
西村 弘	西村内科医院	和歌山市榎原13-4	心臓機能障害、 腎臓機能障害	令和6年10月1日

(令和6年10月11日掲示済)

和歌山市告示第400号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 11日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
中場 千尋	中場胃腸科内科	和歌山市紀三井寺620-9	腎臓機能障害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう・直腸機能障害、 小腸機能障害	令和5年9月30日

(令和6年10月11日揭示済)

和歌山市告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 10170	ケアネットサービス株式会社	デイサービスケアネット布引 和歌山市布引704-3	地域密着型通所 介護	令和6年7月31日
30717 00649	株式会社サポートトライアングル	ええわっしょ貴志川 和歌山県紀の川市貴志川町北843	地域密着型通所 介護	令和6年9月3日
30701 07044	株式会社ライトハウス	デイサービスセンター ライトハウス 和歌山市黒田272	地域密着型通所 介護	令和6年9月30日

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市告示第402号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 10170	ケアネットサービス株式会社	デイサービスケアネット 布引 和歌山市布引704-3	予防給付型通所 サービス	令和6年7月31日
30701 07044	株式会社ライトハウス	デイサービスセンターラ イトハウス 和歌山市黒田272	予防給付型通所 サービス	令和6年9月30日

(令和6年10月15日掲示済)

和歌山市告示第403号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91636	株式会社スタッフシュウ エイ	アクア和歌山訪問看護 和歌山市栄谷431番地1	訪問看護	令和6年10月1 日
30701 15039	株式会社スタッフシュウ エイ	アクア和歌山訪問介護 和歌山市栄谷431番地1	訪問介護	令和6年10月1 日
30901 01852	株式会社トライリスタ	リスタデイサービス和歌山 和歌山市黒田272	地域密着型通 所介護	令和6年10月1 日

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市告示第404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01852	株式会社トライリスタ	リスタデイサービス和歌山 和歌山市黒田272	予防給付型通所サービス	令和6年10月1 日

(令和6年10月15日掲示済)

和歌山市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社 河西 薬局	和歌山市島橋東ノ丁 243-67	和歌山市狐島24 3	和歌山市島橋東ノ 丁243-67	令和3年11月1日
有限会社 岩本 薬局 ふじと台店	和歌山市ふじと台6番 地 ふじと台駅前ビル 「エスタシオン」4階	和歌山市中575 番地3 ふじと台 駅前ビル「エスタ シオン」4階	和歌山市ふじと台 6番地 ふじと台 駅前ビル「エスタ シオン」4階	令和6年6月15日
イオン薬局 和歌山店	和歌山市ふじと台23 番地 イオン和歌山店 1階	和歌山市中宇楠谷 573番地 イオ ン和歌山店1階	和歌山市ふじと台 23番地 イオン 和歌山店1階	令和6年6月15日

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	医療機関の名称 変更前	医療機関の名称 変更後	変更年月日
ユニスマイル薬局 そのべ店	和歌山市園部596 番地16号	エムハート薬局 くるみ店	ユニスマイル薬局 そのべ店	令和6年10月1日

(令和6年10月15日掲示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

- (1) 和歌山市野崎字南側53番4
- (2) 和歌山市野崎字南側53番6
- (3) 和歌山市野崎字南側53番7
- (4) 和歌山市野崎字南側53番8

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年10月15日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第22号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月3日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和6年10月8日(火) 午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式を定めるについて
 - (3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における登録の移替えをしない期間を定めるについて
 - (4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
 - (5) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
 - (6) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
 - (7) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開始時刻の繰り下げについて
 - (8) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
 - (9) 委員長専決処分について
 - (10) 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - (11) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を定めるについて
 - (12) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所閉鎖時刻の繰り上げについて
 - (13) 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (14) 衆議院議員総選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - (15) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (16) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について
 - (17) 衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (18) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (19) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

(令和6年10月3日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 設置箇所数 590箇所
- 2 設置場所 別表省略

(令和6年10月8日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第24号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

(別表省略)

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

(別表省略)

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和6年10月8日

(別表省略)

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和6年10月8日

(別表省略)

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第29号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年10月11日（金）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について
 - (2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第30号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年10月14日（月）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (3) 選挙人名簿に登録するについて
 - (4) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (5) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和6年10月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第31号

和歌山市選挙管理委員会の招集（令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和6年10月14日（月）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (6) 選挙人名簿に登録するについて
 - (7) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (8) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (9) 在外選挙人名簿に登録するについて

（令和6年10月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

6,014人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

100,226人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

50,113人

(令和6年10月14日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
2 日 時 令和6年10月15日(火) 午後5時30分

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第34号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における和歌山市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 開票の場所 和歌山市土入318番地1 和歌山市立市民体育館
- 2 開票の日時 令和6年10月27日(日) 午後9時30分

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第35号

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
2 日 時 令和6年10月24日（木）午後5時30分

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第36号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 期日前投票所
 - 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局
 - 和歌山市市小路192番地3
和歌山市河北コミュニティセンター1階
 - 和歌山市寺内665番地
和歌山市東部コミュニティセンター1階
 - 和歌山市紀三井寺856番地
和歌山市南コミュニティセンター3階
 - 和歌山市直川326番地7
和歌山市さんさんセンター紀の川1階
 - 和歌山市布施屋41番地
和歌山市河南コミュニティセンター1階
 - 和歌山市小雑賀805番地1
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横
 - 和歌山市ふじと台23番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

2 期日前投票所を設ける期間

令和6年10月16日(水) ～ 同月26日(土) 午前8時30分～午後8時まで
(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第37号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山3階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階 | 午前9時 |
| (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階 | 午前9時 |
| (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (6) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 | 午前9時 |
| (7) イオンモール和歌山3階イオンスタイル前 | 午前10時 |

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第38号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所	和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局
	和歌山市市小路192番地3 和歌山市河北コミュニティセンター1階
	和歌山市寺内665番地 和歌山市東部コミュニティセンター1階
	和歌山市紀三井寺856番地 和歌山市南コミュニティセンター3階
	和歌山市直川326番地7 和歌山市さんさんセンター紀の川1階
	和歌山市布施屋41番地 和歌山市河南コミュニティセンター1階
	和歌山市小雑賀805番地1 オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横
	和歌山市ふじと台23番地 イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第39号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について（令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

(別紙省略)

(令和6年10月15日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第15号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年10月7日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年10月10日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 9月定例会市議会について
 - (2) 令和6年10月1日及び2日付け人事異動について
 - (3) 令和6年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について
 - (4) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
 - (5) 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
 - (6) 令和6年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
 - (7) 人事案件について
 - (8) 人事案件について
 - (9) その他

(令和6年10月7日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第16号

教育委員会の招集（令和6年和歌山市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月9日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

3事案を次のように改める。

3 事案

- (1) 9月定例会市議会について
- (2) 令和6年10月1日及び2日付け人事異動について
- (3) 令和6年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について
- (4) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (5) 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
- (6) 令和6年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
- (7) 人事案件について
- (8) その他

（令和6年10月9日揭示済）

公告

和歌山市西コミュニティセンターの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月9日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

1 管理施設

和歌山市西コミュニティセンター（和歌山市砂山南三丁目1番11号）

2 業務内容

- (1) 指定管理者の指定後速やかに行う業務
- (2) 案内等に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (5) 秩序保持及び安全管理に関する業務
- (6) 業務報告に関すること。

3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定申込方法

(1) 募集要項の配布期間、配布場所及び配布方法

期間 令和6年10月9日から同年10月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市西汀丁29番地 和歌山市教育文化センター1階 生涯学習課公民館
振興班において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書の受付期間及び受付場所

期間 令和6年10月9日から同年11月7日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市西汀丁29番地 和歌山市教育文化センター1階 生涯学習課公民館
振興班

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和6年10月9日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年10月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和6年10月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について
- (7) 和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について

(令和6年10月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年10月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和6年10月10日揭示済)

和歌山市企業局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
兵庫県三田市志手原920-18 株式会社ヒカリアクアテック 代表取締役 湯浅 徹	株式会社ヒカリアクアテック	兵庫県三田市志手原920-18	平成元年10月23日	第596号
和歌山県岩出市根来434番地の1（103号） ユーシン 代表者 木村 昌哉	ユーシン	和歌山県岩出市根来434番地の1（103号）	平成26年9月2日	第541号
和歌山県海南市且来30-16 デンデンムシ 代表者 畑中 正巳	デンデンムシ	和歌山県海南市且来30-16	令和2年1月17日	第601号
和歌山市中之島493-15401 イワタニ工業所 代表者 岩谷 共紀	イワタニ工業所	和歌山市中之島493-15401	平成26年1月14日	第537号
和歌山市神前8番地の18 竹本設備 代表者 竹本 和之	竹本設備	和歌山市神前8番地の18	平成26年8月1日	第540号
和歌山市和歌浦東1丁目6-32 米福建材店 代表者 井上 靖彦	米福建材店	和歌山市和歌浦東1丁目6-32	平成29年7月21日	第578号

(令和6年10月9日揭示済)

和歌山市企業局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市湊540番地の16 タカヒロ設備 代表者 松野 考宏	タカヒロ設備	和歌山市湊540番地の16	令和6年9月12日	第547号

(令和6年10月9日揭示済)

和歌山市企業局告示第38号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年10月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指 定 番 号	第652号
変 更 年 月 日	令和6年9月5日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	有限会社栄起創建	
営 業 所 所 在 地	和歌山市杭ノ瀬114番地8	
代 表 者 氏 名	代表取締役 藤本 みどり	代表取締役 藤本 和也

(令和6年10月10日揭示済)

和歌山市企業局告示第39号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年10月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

指 定 番 号	第146号
変 更 年 月 日	令和6年9月12日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社関組	
営 業 所 所 在 地	和歌山市関戸4丁目3番92号	
代 表 者 氏 名	代表取締役 関 儀平	代表取締役 関 祐亮

(令和6年10月10日揭示済)